

個人番号(マイナンバー)関係書類のご提出にあたって

当基金から年金や一時金などの「給付金」を受給いただく際は、各種法律及び法令に則った個人番号の確認に必要な関連資料のご提出をいただくことが必要となっております。

お手数ですが、パターンA～Cのいずれかの方法で個人番号関係書類のご提出をお願いします。

なお、ご提出いただいた個人番号及び関連書類は、「基金の年金又は一時金の給付」にかかる「源泉徴収票等作成事務」においてのみ使用するものです。

それ以外の目的には使用いたしません。

パターンA 個人番号カードをお持ちの方

「個人番号カード」の両面をコピーしたものが個人番号関係書類となります。

パターンB 個人番号カードをお持ちでない方

「番号確認書類」 + 「本人確認書類」で、個人番号関係書類となります。

番号確認書類

下記のいずれか ただし、①は記載の「氏名・住所」が変更されていないこと
②と③は「6か月以内に発行されたもの」に限ります。

両
方
必
要

- ① 「個人番号通知カード」のコピー → 番号制度の施行当初、簡易書留で郵送されてきた通知書
- ② 個人番号が記載された「住民票」
- ③ 個人番号が記載された「住民票記載事項証明書」

本人確認書類

下記のいずれか ただし、①～⑥で準備される時は「1つ準備」いただければ結構ですが、⑦で準備される時は「2つ準備」いただく必要があります。

- ① 「運転免許証」のコピー
- ② 「パスポート」のコピー
- ③ 「在留カード」のコピー
- ④ 「特別永住者証明書」のコピー
- ⑤ 「住民基本台帳カード」のコピー
- ⑥ 「運転免許経歴証明書」のコピー → ただし、平成24年4月1日以降に発行されたもの
- ⑦ 「年金手帳」や「健康保険証」、「雇用保険被保険者証」など「顔写真が付いていない公的機関が発行した証明証等」のコピー → こちらは2つのコピーが必要です。

①～⑤の各種証明は「有効期限内のもの」に限ります。

有効期限切れの証明は無効となりますのでご注意ください。

※ 本人確認書類について、①～⑦のいずれも準備ができない場合は、基金までご連絡下さい。

ご注意ください。

⑦に該当する証明書のうち「健康保険証」は、コピーを作成後、「下記3か所の内容を黒塗りに」していただくなどの、マスキング加工を施していただく必要がございます。

・保険者番号、被保険者記号、被保険者番号

パターンC

- ①パターンAの個人番号カードは所持しておらず、
- ②パターンBの個人番号通知カードの「氏名・住所等」が最新の住民票情報と異なっている方

「番号確認書類」 + 「本人確認書類」で、個人番号関係書類となります。

番号確認書類	個人番号が記載された「住民票」又は「住民票記載事項証明書」
↑ 両方必要 ↓	
本人確認書類	下記のいずれか

- ① 「運転免許証」のコピー
- ② 「パスポート」のコピー
- ③ 「在留カード」のコピー
- ④ 「特別永住者証明書」のコピー
- ⑤ 「住民基本台帳カード」のコピー

①～⑤の各種証明は「有効期限内のもの」に限ります。
有効期限切れの証明は無効となりますのでご注意ください。

- ⑥ 「運転免許経歴証明書」のコピー → ただし、平成24年4月1日以降に発行されたもの
- ⑦ 「年金手帳」や「健康保険証」、「雇用保険被保険者証」など「顔写真が付いていない公的機関が発行した証明証等」のコピー → こちらは2つのコピーが必要です。

※ 本人確認書類について、①～⑦のいずれも準備ができない場合は、基金までご連絡下さい。

ご注意ください。

⑦に該当する証明書のうち「健康保険証」は、コピーを作成後、「下記3か所の内容を黒塗り」にしてくださいなどの、マスキング加工を施していただく必要があります。

・保険者番号、被保険者記号、被保険者番号

パターンA 「個人番号カード(マイナンバーカード)」の見本



<おもて面>

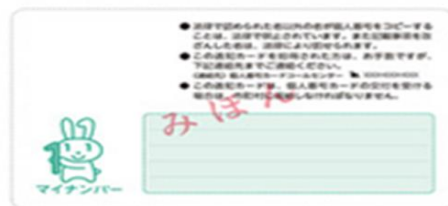


<うら面>

パターンBの番号確認書類「個人番号通知カード」の見本



【おもて面】



【うら面】

見本は「総務省ホームページ」より抜粋

ご不明な点は下記までご連絡下さい

名古屋薬業企業年金基金 TEL 052-231-5550